

# 一般社団法人滋賀県造林公社経営評価実施要領

## 1 趣旨

この要領は、「一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例」(平成21年3月30日滋賀県条例第29号)および「一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例施行規則」(平成21年4月1日滋賀県規則第24号。以下「規則」という。)に基づき、一般社団法人滋賀県造林公社(以下「公社」という。)が、毎事業年度終了後、経営に関する事項について自ら行う評価(以下「経営評価」という。)に当たっての基本的な考え方や方法等について定めるものとする。

## 2 経営評価の基本的な考え方

- (1)経営評価は、中期経営改善計画(以下「中期計画」という。)および長期経営計画(以下「長期計画」という。)の達成、ならびに公社の健全な経営の確保を目的とする。
- (2)経営評価は、中期計画の見直し、次期の中期計画の策定および長期計画の見直しに資することを目的とする。

## 3 経営評価の方法等

- (1)毎事業年度の計画について、規則第2条に規定する中期計画に掲げる項目ごとに実績を明らかにしたうえで、達成状況の評価(項目別評価)を行うとともに、その要因を分析するものとする。
- (2)項目別評価の結果を踏まえ、全体的な評価(総合評価)を行うものとする。
- (3)評価の結果から中期計画の達成に必要があると認められる場合は、事業の内容や実施方法の改善・充実、さらには中期計画の見直し等の必要な措置を明らかにするものとする。
- (4)中期計画期間の終了年度においては、(1)から(3)による評価に加え、中期計画の達成状況および長期経営計画の達成見込み等について、評価を行うものとする。
- (5)評価に当たっては、4に定める経営評価委員会(以下「委員会」という。)の検証結果および意見を踏まえるものとする。

## 4 委員会の検証等

- (1)公社は、経営評価の客観性および妥当性を確保するため、外部の有識者からなる委員会を設置するものとする。
- (2)委員会の構成等については、別に定めるものとする。
- (3)委員会は、3により行われた経営評価を検証し、その結果を公社に報告するものとする。
- (4)委員会は、必要があると認める場合は、公社に意見を述べることができるものとする。

## 5 知事への経営評価の提出

委員会の検証を受けた結果を踏まえ、公社の経営評価をとりまとめ知事に提出するものとする。

## 6 経営評価の方法等の改善・充実

経営評価の方法等については、継続的に改善・充実に努めるものとする。

## 7 その他

その他経営評価に必要な事項は、別に定める。

### 付 則

この要領は、平成24年6月8日から施行する。

### 付 則

この要領は、平成24年7月18日から施行する。

### 付 則

この要領は、平成25年5月16日から施行する。